

特別警報及び危険警報・暴風警報発令に伴う措置について

門真市教育委員会

大阪府全域、東部大阪地域及び門真市のいずれか一つにでも対象の警報が発令されている場合は、以下の措置を行う（「注意報」の場合は通常登校）。

○ 警報種別について

レベル5 特別警報	レベル4 危険警報	暴風警報	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報 従来の洪水警報
対象	対象	対象	対象外 (通常登校)	対象外 (通常登校)

○ 登校前の特別警報・危険警報・暴風警報発令について

午前7時時点で発令されている場合	自宅待機
------------------	------



午前9時までに解除された場合 (注意報へ切り替わった場合も含む)	解除され次第、午前10時までに登校 ※給食あり
午前9時時点で発令されている場合	臨時休業

○ 登校後の警報発令について

危険警報・暴風警報 … 安全確保に留意のうえ、速やかに下校措置を講じる。  
特別警報 … ただちに身を守るため、避難等の措置を講じる（学校待機）。